

公益法人認定の審査に伴う追加資料の提出について

令和4年2月22日 日本ボクシング連盟

1. はじめに

令和2年11月30日付けで内閣府公益法人等委員会に申請した公益認定書については、厳正な審査をありがとうございます。

平成30年の夏、メディアを通じて世間に醜聞が露呈した当法人の著しいガバナンス不全について、審査の過程において「山根明前会長に象徴される独裁者の専横が発生しない仕組み・制度設計について、ガバナンス不全が再発しない」ということを担保する証憑・エビデンスが必要」とのご指摘をいただいています。

このことについて、以下のとおり取り組んでおり、また取組に関するエビデンスを以下のとおりご提出致します。ご査収いただきご確認をよろしくお願い致します。※以下の『[証憑](#)』をクリックするとインターネットを介して証憑内容を確認できます

2. ガバナンス不全を再発させない取組について

2-1. コンプライアンス委員会の設置

スポーツガバナンスコードの不適合項目を組織的に解消すべく、令和3年6月13日の理事会においてコンプライアンス委員会設置の必要性について起案し理事会決議を得ています。(証憑 01 の17ページ目参照)

その後、ガバナンス及びコンプライアンスの専門家として外部より招聘した石堂中京大学教授及び専務理事、事務局長、マネージャーとコンプライアンス委員会の枠組みについて協議を重ね、令和3年の11月と12月に委員会を開催。以下の2-2以降の項目について合意し理事会に提案するに至っています。(証憑 02 及び 03 参照)

なお、コンプライアンス委員会の11月と12月の会議において委員会の業務領域等を規定するコンプライアンス委員会規則案も制定し、12月28日の理事会で審議し決議している。(証憑 04 及び 05 参照)

※ 証憑 01	令和3年度第3回理事会（6月13日）議事録添付資料（17ページ目参照）
※ 証憑 02	コンプライアンス委員会第1回（11月18日）全体ミーティング議事録
※ 証憑 03	コンプライアンス委員会第2回（12月23日）全体ミーティング議事録
※ 証憑 04	コンプライアンス委員会規程（12月28日制定）
※ 証憑 05	令和3年度第6回（12月28日）理事会議事録添付資料（2ページ目参照）

2-2.ガバナンス、コンプライアンスの定義化とエビデンスに拘った組織運営への取組

上述の証憑 02 の 1 ページ目のマクロの項目に示しているとおり、一人でも多くの NF 構成員がガバナンス概念及びコンプライアンス概念について理解を深められるように、ガバナンス＝「大切なこと・大事なことは皆で話し合って決めること」。コンプライアンス＝「皆で話し合って決めたルールを守ること」。と平易な用語を用いて定義化し学びの提供を開始しています。

また、「皆で話し合って決めたルール」については、理事会で合意した事項として来年度の事業計画や予算、業務執行した成果である報告書、理事会で決議したルール等の形で明文化されたエビデンスをメルクマールとし遵守した組織運営の必要性、そしてそのエビデンスを公開（＝ディスクローズ）し組織運営の透明性を図り、国民の公共財産といえる統括するスポーツの適正な管理・運営について国民（＝不特定多数）に対して説明責任（＝アカウンタビリティ）を果たす必要性についても、NF 構成員に対する学びの提供を開始しています。（証憑 06 及び Y o u T u b e に限定公開している URL を参照）

※ 証憑 06 説明用動画に用いた構造化表（11月12日制作）青字をクリックすると関連資料へリンクしています
※ <https://www.youtube.com/watch?app=desktop&v=dahXNaOWrUo>

2-3.適所に配置された適材が適切な業務執行し会議体を適正に運営するための仕組み作り

2-3-1.適所について

上述証憑 06 の構造化表では、当法人内での定着を図っているガバナンスの定義について、「大切なこと・大事なことは皆で話し合って決めること」としている。そして、「皆で話し合って決める」の「皆」とは「適所に配置された適材のこと」だと更に深く定義しています。そして上述の証憑 02 の 2 ページ目のコンプライアンス委員会議事録では、適所の定義について「NF 内で担うべき業務が予め明確になっていること」と定義しています。

「NF 内で担うべき業務が予め明確にする」取組としては、上述のガバナンスの定義で述べた「大切なこと・大事なこと」を NF の重要な業務を 8 類型に整理し、重要な業務を誰が起案しどの機関で協議しどこで法人の意思決定をするのか？について規定した業務権限規程について、令和 4 年 2 月 20 日の第 7 回理事会にて審議及び決議をしました。

※ 証憑 07 業務権限規程
※ 証憑 08 令和 3 年度第 3 回理事会（6月13日）議事録添付資料（5 ページ目参照）

2-3.2.適材について

上述証憑 06 の構造化表では、当法人内での定着を図っているガバナンスの定義について、「大切なこと・大事なことは皆で話し合って決めること」としている。そして、「皆で話し合って決める」の「皆」とは「適所に配置された適材のこと」だと更に深く定義しています。そして上述の証憑 02 の 2 ページ目のコンプライアンス委員会議事録では、適材の定義について「適所を担う素養と職能を備える人材」と定義しています。

コンプライアンス委員会では、「NF 内で予め明確にした業務を担う適正・職能を有する人物が理事にならなければいけない」という組織再編の原則を、次期役員候補者選考スキームを協議する際に固めていかなければいけないということについて合意し、令和 4 年 2 月 20 日の第 7 回理事会提案。審議を

経て決議しました。

※	証憑 09	令和3年12月28日理事会資料（決議7：.次期役員選任候補者に関する選考）
※	証憑 10	令和3年度第6回（12月28日）理事会議事録添付資料
※	証憑 11	役員候補者選考方法等に関する規程
※	証憑 12	役員候補者選考委員会規則
※	証憑 13	役員候補者選考委員名簿

2-3.3.会議体運営を適正化する取組

上上述証憑 06 の構造化表では、当法人内での定着を図っているガバナンスの定義について、「大切なこと・大事なことは皆で話し合っで決めること」としている。そして、「皆で話し合っで決める」の「話し合っで決める」ことを「適正な会議体運営」だと示しています。

会議体の適正運営については、**業務執行規程**（令和3年3月15日施行、同年6月13日改正）第4条にて明確に定義しているが、前述の証憑 02 の2 ページ目後段のコンプライアンス委員会議事録では、理事会場でナショナルの立場から NF を全体最適化させるべき意見交換がなされるべきだが、実際はローカルや所属に依拠した立場からの意見等が出される等により、適正な会議体運営の阻害要因として問題提起がなされている。（証憑 14 を参照）

理事会の場でローカルや所属に依拠した立場からの意見等を抑制するためには、加盟団体である地方組織と中央競技団体との関係性等を規定した**加盟団体規程**の整備が必要であり、令和3年6月13日の理事会及び同年7月4日総会において加盟団体規程案の審議が開始されている。（証憑 15～16 及び証憑 17 の2～4 ページ目を参照）

前述の証憑 02 の2 ページ目後段のコンプライアンス委員会議事録では、加盟団体規程の制定を急ぐよりも、加盟団体規程制定の必要性を丁寧かつ継続的に説明しながら、ナショナルとローカルの役割の違いや分別する必要性について学びを提供していく必要性に言及しており、これを受け、令和3年12月28日の理事会では、加盟団体と中央競技団体の双方にとって納得感がある加盟団体規程とするため、**地方組織の実態調査**の結果を基礎資料とする必要性を説明し調査実施の決議を行っている。（証憑 18～19 を参照）

※	証憑 14	業務執行規程（令和3年6月13日改正）
※	証憑 15	加盟団体規定（案）
※	証憑 16	加盟団体規定（案）の説明動画資料
※	証憑 17	令和3年度定時総会（7月4日）議事録添付資料（2～4 ページ目を参照）
※	証憑 18	理事会資料（決議6.加盟団体規定設定に先立つ加盟団体実態調査について）
※	証憑 19	理事会資料 決議6-2 加盟団体基礎調査に係る説明動画資料